

## 政治資金監査に関する質問の対応について（案）

政治資金監査に関し、登録政治資金監査人又は国会議員関係政治団体から、政治資金適正化委員会事務局に対し質問があった時は、以下のとおり対応することとしてよいか。

- (1) 「政治資金監査マニュアル」や「政治資金監査に関するQ&A」（公表資料）で、委員会の見解を公表している質問については、公表資料に基づき、事務局で回答する。
- (2) 「政治資金監査に関する論点整理」（委員限り資料）で、想定される論点について、委員会の見解を整理している質問については、整理された見解に基づき、事務局で回答する。
- (3) 政治資金適正化委員会の見解が整理されていない質問については、質問の内容に応じて、以下のとおり対応する。

① 政治資金監査マニュアル等において、委員会に照会することとしている事項に関する質問

⇒ ア及びイについては、事務局で回答案を作成し、委員会に諮り、事務局で回答する。

ウについては、必要に応じて政治資金課とも協議の上、事務局で回答し、後日、委員会において報告する。＜政治資金規正法の解釈＞

ア 登録政治資金監査人が、政治資金監査報告書の作成において、記載例に加え、特に記載する必要があると判断した事項がある場合

イ 支出の目的をはじめとする会計帳簿の記載事項と発行者情報を含む領収書等の記載事項との整合性が取れているかどうか判断がつかない場合

ウ 「政治資金監査実施要領」の「V. 領収書等を徴し難い事情の具体例」に記載された以外の場合で、会計責任者等に対するヒアリングにおいても領収書等を徴し難い事情と合理的に判断がつかない場合

② 政治資金監査の範囲に関する質問（例）「〇〇は確認しなくてよいか」

⇒ 政治資金監査マニュアルにない事項は、原則、確認しないこととして事務局で回答し、後日、委員会において報告する。

なお、先方が納得しない場合については、「政治資金監査の基本的性格」に照らし、事務局で回答案を作成し、委員会に諮り、事務局で回答する。

- ③ 「領収書等」の該当・非該当に関する質問  
⇒ 「支出の金額」、「支出の目的」、「支出の年月日」の3事項が記載されているかどうかにより、必要に応じて政治資金課とも協議の上、事務局で回答し、後日、委員会において報告する。〈政治資金規正法の解釈〉
- ④ 政治資金監査を政治団体の事務所で行わないことができる場合に関する質問（例）「この場合は、事務所で行わなくてよいか」  
⇒ 登録政治資金監査人の判断に委ねられていることを、事務局で回答し、後日、委員会において報告する。
- ⑤ 政治資金監査契約に関する質問（例）「こういう場合は解除できるか」  
⇒ 当事者の判断により決定するものであることを、事務局で回答し、後日、委員会において報告する。
- ⑥ 業務制限に関する質問（例）「こういう場合は該当するか」  
⇒ 政治資金規正法の規定に従い、事務局で回答し、後日、委員会において報告する。
- ⑦ その他の事項に関する質問  
⇒ 「政治資金監査マニュアル」及び「政治資金監査の基本的性格」に照らし、事務局で回答案を作成し、内容に応じて委員会に諮り、事務局で回答する。

なお、事務局で回答案を作成するに当たっては、次の基本的な方針に基づき、作成することとしたい。

- 政治資金監査マニュアルの見直しは、平成 21 年分の収支報告書に係る政治資金監査が行われた後に行うこととし、現行の政治資金監査マニュアルの修正が必要となる回答は、それまでは行わないこと。
- 「政治資金監査の基本的性格」を踏まえて、回答案を作成すること。
- 国会議員関係政治団体の会計責任者の作成した会計帳簿等の関係書類に記載された事項以外の事項は確認する必要はないこと。

なお、委員会に諮ることとした場合において、次回の委員会まで回答を延ばすことができない場合は、メール等の方法により個別に意見をお尋ねすることとしたい。